

施設カルテ

令和 5 年度

番 号	2-18	名 称	いちよう公園交流館	分 類	文化施設
-----	------	-----	-----------	-----	------

【施設概要】

所 在 地	沼端14番地165								
所 管 課	社会教育・体育課								
設置根拠法令	学習等共用施設条例								
管理運営形態	直営	指定管理者名	—						
土 地	所有形態	町	敷地面積	3,930 m ²					
建 物	所有形態	町	延床面積	810 m ²					
	築 年 月	S 56 年 2 月	1981 年						
	法定耐用年数	47 年	経過年数	42 年					
	構造	鉄筋コンクリート造							
	地上	1 階	避難所指定	指定避難所	アスベスト対応				無し
	地下	— 階	PCB対応	非対応	バリアフリー対応				非対応
	収容人員	517 人	貸出可能単位数						単位

【利用状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	5,190	2,544	1,714	1,043	1,772
年間開館日数(日)	359	360	359	280	349
利用単位数(単位)					
開館日あたり平均利用人数(人/日)	14	7	5	4	5
稼働率(%)					

【経費状況】

(単位:千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	施設使用料・手数料	34	32	28	35	56
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	34	32	28	35	56
支 出	光熱水費	0	0	0	0	0
	修繕費	0	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
収 支		34	32	28	35	56

【コスト状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)	△ 7	△ 13	△ 16	△ 34	△ 32
床面積あたり(円/m ²)	△ 42	△ 40	△ 35	△ 43	△ 69
開館日あたり(円/日)	△ 95	△ 89	△ 78	△ 125	△ 160
人口あたり(円/人)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
A	B	B	C	A	A	B	B	A	A	B

劣化状況の概要

外壁や屋根の仕上げ材には大きな劣化状況はみられないが（平成23年度屋根・外壁塗装工事済）、犬走りなどの建物外周のコンクリート材に剥離、浮き、ひび割れなどが見られる。内装仕上げ材は、随所に壁の損傷（穴あき）や天井の剥離などが目立つ。

また、施設内の貸出スペースに占有団体あり。（日ヶ久保町内会：第1休養室、南部裂織り友の会・さきおりの会：第2休養室）

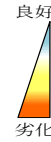
【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。



【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合



【施設管理の基本的な方針】

役割機能重要性	防衛施設の設置及び運用により生活環境を著しく阻害されている町民の福祉の増進を図るため、学習・保育・休養及び集会の用に供するため設置した施設であり、各種団体に利用されている。 また、日ヶ久保町内会の集会施設としても利用されている施設である。 いちょう公園体育館で貸し出し管理を行っている。		
管理方針	運営方法見直し 長寿命化	施設の一部を日ヶ久保町内会と特定の文化団体が占有しているため、運営方法について見直す必要がある。 維持管理については、施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の考え方	○運営について 施設内の貸出スペースを特定の団体（町内会及び文化団体）が占有しており、利用不可能な部屋（浴室など）も占有団体の物置倉庫となっている。現在、施設利用している文化団体やスポーツ団体も当課所管の公民館や体育館などの施設利用で代替可能であり、他の施設が利用できることを説明していく。 そのため、本施設の所管替えや払い下げなどの見直し検討が必要である。 ○維持管理について 昭和58年度に建設した当該施設は、劣化が始まっている段階であるが、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられない状態である。 このため、法定耐用年数による単純更新(改築)費用334,733千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用5,231千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。 【長寿命化対策に係る優先事項】 今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和9年度に、屋根・外壁塗装を実施予定。		
法定耐用年数	47 年（令和 10 年度まで）	目標使用年数	65 年（令和 28 年度まで）
計画期間	30 年（平成 29 年度から 令和 28 年度まで）		
期間設定の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から18年程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。		

【工事履歴・計画】

[illegible]

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。